

紀伊半島ツキノワグマ RAI（撮影頻度指標）調査検討業務 仕様書

1 業務の目的

紀伊半島のツキノワグマは、環境省レッドリストに「絶滅の恐れのある地域個体群」と掲載され平成6年11月から狩猟が禁止されるなど保護の対象である。

しかし、近年、紀伊半島ツキノワグマ地域個体群を共有する三重県、奈良県、和歌山県（以下「3県」という。）において、ツキノワグマの生息域が人間の生活・生産活動の場と一部で重複し、摩擦が生じており、特に、令和6年においては多くの目撃情報が報告されたことから、人身被害を未然防止する危機管理のあり方の検討が必要となっており、紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会（以下「協議会」という。）を設置し、保護管理方針の検討を行うこととしている。

こうしたなか、ツキノワグマの保護・管理の基準となる相対密度の把握のため、RAI 調査手法について検討する。

2 対象地域

三重県、奈良県、和歌山県

3 業務委託の期間

契約の日から令和9年3月19日まで

4 業務委託の内容

（1）業務目的

ツキノワグマの保護管理の基準となる生息数の相対密度を把握するRAI 調査を効果的に行うため、調査手法を検討することを目的とする。

（2）業務概要

1）（1）を達成するため、2）～5）について検討・実施する。なお、2）～4）で検討するRAI 調査費用は1,000万円以内となるよう検討すること。

2）調査エリア及びエリア数の検討

RAI 調査を行う上でカメラを設置するエリア及びエリア数を検討すること。

- ・1エリア（メッシュ）は5kmとし、地図に記載すること。
- ・調査時期は8月～11月を想定する。

RAI 調査手法は、Snapshot Japan の調査手順を参考に、8 地点以上にカメラトラップを1台ずつ設置し、60日間稼働させ、最低400カメラ日（カメラ台数×稼働日数）を目標とする。設置場所は、他のカメラから少なくとも200m離れていなければならないが5km以内であること。

(https://www.nies.go.jp/biology/snapshot_japan/protocol.html)

3）カメラ設置場所の検討

1) で選定したエリアのうち、カメラ設置場所について検討を行うこと。カメラ設置場所については場所が地図上に場所特定できるようにした上で報告すること。

4) 経費の算出

RAI 業務を行う場合、1 エリアあたりにかかる経費（人件費、印刷費、郵送費等）を算出すること。

5) 調査の実施

3) で選定したエリアのうち、令和8年9月～令和9年1月の間に2ヶ月以上、7エリアにカメラを設置することを基本とする。ただし、紀伊半島の地域特性等を踏まえ、7エリア設置できない場合は、発注者と協議を行い、承認を得ること。

RAI 調査手法は2) に記載した手法を参考に、8 地点以上にカメラトラップを1 台ずつ設置し、60 日間稼働させ、最低 400 カメラ日（カメラ台数×稼働日数）を目標として実施する。設置場所は、他のカメラから少なくとも 200m 離れていなければならないが 5km 以内であること。

5 報告書等作成

(1) 検討結果報告書及び調査実施結果

内 容：4 (2) 1) ～5) で検討及び実施した内容について取りまとめ、結果報告書を作成すること。

提出期限：令和9年3月19日

提出様式：・紙面に印刷した報告書 1 部

・電子データを収録した DVD-ROM 1 部

なお、電子データは本文データ（PDF 形式及び Word 形式）、本文中のグラフや図面の加工可能なデータ（Excel、シェープファイル等）、その他協議会事務局が求める資料を納品すること。

また、データの納品については発注者と協議のうえ、ストレージサービスを利用してもよい。

6 その他

(1) 本業務の成果にかかる一切の権利は協議会に帰属するものとし、協議会の許可無く他者に公開してはならない。

(2) 受託者は、受託業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。

(3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書の記載のない細部事項については、速やかに協議会と協議し、その指示に従うものとする。

(4) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令等の手続を予め行い、許可等を得ておくものとする。

- (5) 受託者は、機密情報及び個人情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は原則として本業務に必要な調査用機材等について受託者の負担において準備しなければならない。
- (7) 本業務の遂行にあたり、受託者は第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、負担費用を負うものとする。